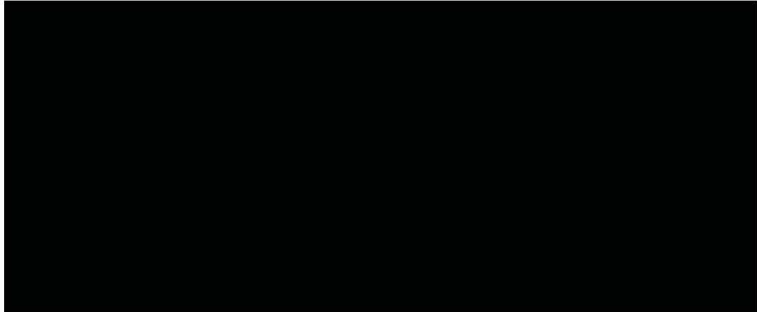


第一東京弁護士会御中

平成29年6月27日



懲戒申立書

被申立人

- 1 弁護士法人天音法律事務所
- 2 弁護士 人見勝行

申立の趣旨

消費者被害拡大防止のため早期の営業停止をされたい。

申立の理由

が平成29年6月26日13時に法律事務所において弁護士に供述したところでは

- ① 直接個別面談はない 指針3条(1)違反
- ② 電話でききとりはあったがほとんどが弁護士でないひとで、最後に弁護士がちょっとだけでた(非弁提携の疑い)
- ③ 法テラス利用の可能性の通知はない 指針3条(3)違反
- ④ 債務整理以外の再生・破産について説明はない
- ⑤ 委任契約書に依頼者を不当に害する条項 3条 通常の倍額程度の着手金 5条 返還義務の免除 7条 依頼者の解約権の制限 9条 解除の際の依頼者の権利制限 12条 専属管轄が存在する。

の問題点があった。

添付資料

委任契約書

債務整理事件に関する指針

